

外国人留学生の日本語能力に関する出願要件

日本国以外の国籍を有し、2027年3月31日までに満18歳に達する外国人留学生（在留資格「留学」を有する者）の日本語能力に関する出願要件は次の通りとする。

○講義を理解できる程度の日本語能力を有する者（「日本語教育の参照枠」でB2以上を目安^{（※）}とする）

※日本語能力を測定する試験結果において、対象となるB2以上の目安は以下の通りです。

日本語能力試験(JLPT)	N 2 以上
日本留学試験(EJU)	「日本語（記述除く）」210点以上
日本語 NAT-TEST	2 級合格以上
BJT ビジネス日本語能力テスト	J 3 レベル（400点）以上
JPT 日本語能力試験	525点以上
J. TEST 実用日本語検定	C 級（600点）以上
STBJ 標準ビジネス日本語テスト	B J 2 レベル（700点）以上
TOPJ 実用日本語運用能力試験	中級Bレベル以上
J-cert 生活・職能日本語検定	B 2 （準上級）以上
JLCT 外国人日本語能力検定	J C T 2 以上

なお、提出された書類に虚偽の記載があった場合、または偽造が発見された場合、入学許可書発行後であっても入学許可を取り消します。

以上